事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	自立支援プログラム事業						ード	1975
所属コード	064000	課等名 生活福祉課		係名 生保担当		担当		
課長名	安ケ平 潤	担当者名		海藤 龍		内線番号		6125
評価分類	■ 一般 □ ②	の施設	ロ ナ	大規模公共事業		補助金		〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	いきいきとして安心できるくらし		コード	1			
体系	施策	施策 暮らしを支える制度の充実と自立支援						
	基本事業	経済的自立の促進		П П	1			
予算費目名	一般会計 0	一般会計 03 款 03 項 01 目 自立支援プログラム実施事業						
特記事項								
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度	開始年度	17 年	度			
根拠法令等	生活保護法	(昭和25年5月4日付)、厚生労働省社会提	受護局長通知	「平成 1	7年度			
	における自	立支援プログラムの基本方針について」、同	通知「生活的	呆護受給 る				
	労支援事業	活用プログラム実施要綱について(同日付)						

(2) 事務事業の概要

ケースワーカー単独での支援では限界があるため、関係機関と連携して実施機関が組織的に取り組む被保護世帯の自立に向けた支援プログラム。当市では主に就労支援プログラムを実施。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

長引く不況下において、被保護世帯の増加傾向が顕著になり、ケースワーカー個人の対応では 支援困難な世帯も増えてきたため国の通知を期に導入(平成17年4月)

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業(就労支援プログラム)が平成23年度から「福祉から就労」支援事業に移行し対象者の範囲が拡大された。また一般就労の前段階となる就労意欲喚起のための職場体験、ボランティア体験の事業を加え一体的な支援を実施していく。

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

生活保護法による被保護者のうち、早期就労が可能な人。

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 被保護者数	人	4213	4423	5500	5352	6000
B 就労支援対象者数	人	19	40	150	239	300
C 就労に結び付いた人数	人	10	17	50	107	150

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

就労支援対象者を選定し、公共職業安定所と連携し集中的に個別支援を実施。また、ボランティア体験事業として、生活リズムの確立、社会的コミュニケーション能力の育成等の支援も実施した。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 就労支援対象者数	人	10	40	150	239	400
В						
С						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

就労に結び付ける

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

145 FEE 75 D	性格	単位	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目			実績	実績	計画	実績	目標値
A 就労に結び付いた人数	■上げる						
	口下げる	人	10	17	50	110	150
	□維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	4,473	19,460	19,297
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1	0	0	0

	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	1	4,473	19,460	19.297
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	247	2000	2,000	14,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	988	8,000	8,000	56,000
計	トータルコスト A+B	千円	988	12,773	27,460	75,297

備考

- (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)
 - ① 施策体系との整合性

経済的自立の促進に効果があり、整合性は取れている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

「福祉から就労」支援事業移行により住宅手当受給者も対象に含むこととなったため拡大できている。

④ 廃止・休止の影響

被保護世帯の自立が停滞するという影響がある。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

従来からの就労支援の充実、体験事業の定着・拡大等向上余地がある。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

(4) 効率性評価

就労支援相談員の現配置で実施体制が維持されており、削減の余地は無い。

4 事務事業の改革案 (Plan)・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

就労支援相談員の増員により従来の就労支援を更に充実させ、体験事業を軌道にのせる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

改善しない景気動向に加え震災の影響により雇用情勢の好転は望めない状況が続くと想定される。対象者の自立への意欲喚起、その維持向上を支えるケアが必要。

• • •

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容 特になし。